

福井県報

第 368 号
令和 7 年
9 月 24 日(水)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

※災害救助法施行細則の一部を改正する規則（５０・危機管理課）…………… 2

告 示

○公印の調製（３８７・情報公開・法制課）…………… 2 0

※災害救助法施行細則に規定する実費弁償の程度の一部改正（３８８・危機管理課）…………… 2 0

○社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録事業者、廃止事業者等の告示（３８９・長寿福祉課）…………… 2 1

公 告

○福井県労働委員会の労働者委員の候補者の推薦（労働政策課）…………… 2 2

○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出（商業・市場開拓課）…………… 2 4

○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（３件・同）… 2 4

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月24日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第50号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年福井県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（省令第4条の公用令書等） 第10条 （略） 2 （略） 3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、<u>前項の登録に係る事項を抹消しなければならない。</u> <u>（協力命令書等）</u> 第11条 知事は、法第8条第1項または第2項の規定により救助に関する業務に協力させる者に対し、協力命令書（様式第12号の2）を交付するものとする。<u>ただし、そのいとまがない場合は、この限りでない。</u> <u>2 法第8条第1項または第2項の規定による協力命令（以下「協力命令」という。）ををするときは、救助協力者台帳（様式第12号の3）に登録しなければならない。</u> <u>3 協力命令を受けた者がやむを得ない事故により救助の実施に協力することができない場合には、直ちに事由を付して知事にその旨を届け出なければならない。</u> <u>4 法第8条第3項の規定による内閣総理大臣への通知は、協力命令不履行通知書（様式第12号の4）によるものとする。</u> <u>5 第3項の規定による届出があった場合において、知事が救助の実施に協力させることが適当でないと認めるときまたは前項の協力命令不履行通知書を発出したときは、協力命令を取り消すことができる。この場合においては、当該取消しに係る協力命令を受けた者に対し、協力命令取消令書（様式第12号の5）を交付するものとする。</u> <u>6 前項の協力命令取消令書を交付したときは、救助協力者台帳にその理由を詳細に記録して、第2項の登録に係る事項を抹消しなければならない。</u>	（省令第4条の公用令書等） 第10条 （略） 2 （略） 3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、<u>これをまう消</u>しなければならない。 第11条 削除

(実費弁償請求書) 第14条 省令第5条第1項の規定による実費弁償請求書は、様式第13号によるものとする。 <u>2 省令第5条第2項の規定による実費弁償請求書は、様式第13号の2によるものとする。</u>	(実費弁償請求書) 第14条 省令第5条の規定による実費弁償請求書は、様式第13号によるものとする。
--	--

様式第4号の1から様式第5号までを次のように改める。

様式第 4 号の 1

保 管	第	号
-----	---	---

公 用 令 書

住 所（所在地）
氏 名
（法人その他の団体についてはその名称）

災害救助法第 9 条の規定に基づき次の物資の保管を命ずる。

年 月 日

福井県知事 氏 名印

物資の種類	数 量	所 在 の 場 所	期 間

（教示）

- この令書に係る処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

保 管	第	号
-----	---	---

受 領 書

年 月 日

福井県知事様

住 所（所在地）
氏 名
（法人その他の団体についてはその名称）

公用令書を受領しました。

切
取
り
線

様式第 4 号の 2

収 用	第	号
-----	---	---

公 用 令 書

住 所（所在地）
氏 名
（法人その他の団体についてはその名称）

災害救助法第 9 条の規定に基づき次の物資を収用する。

年 月 日

福井県知事 氏 名印

物資の種類	数 量	所 在 の 場 所	引 渡 し 時 期

（教示）

- この令書に係る処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

収 用	第	号
-----	---	---

受 領 書

年 月 日

福井県知事様

住 所（所在地）
氏 名
（法人その他の団体についてはその名称）

公用令書を受領しました。

切
取
り
線

様式第4号の3

管 理 第 号

公 用 令 書

住 所（所在地）
氏 名
（法人その他の団体についてはその名称）

災害救助法第9条の規定に基づき次の施設を管理する。

年 月 日

福井県知事 氏 名印

施設の名称	種 類	所在の場所	管理の範囲	期 間

（教示）

- この令書に係る処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

管 理 第 号

受 領 書

年 月 日

福井県知事様

住 所（所在地）
氏 名
（法人その他の団体についてはその名称）

公用令書を受領しました。

切
取
り
線

様式第4号の4

使用	(土地・家屋・物資)	第	号
----	------------	---	---

公 用 令 書

住 所 (所在地)
氏 名
(法人その他の団体についてはその名称)

災害救助法第9条の規定に基づき次の土地・家屋・物資を使用する。
年 月 日

福井県知事 氏 名印

区 分	種 類	数 量	所 在 の 場 所	範 囲	期 間	引 渡 し 時 期
土 地						
家 屋						
物 資						

- (教示)
- 1 この令書に係る処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

使用	(土地・家屋・物資)	第	号
----	------------	---	---

受 領 書

年 月 日

福井県知事様

住 所 (所在地)
氏 名
(法人その他の団体についてはその名称)

公用令書を受領しました。

公用變更令書 發付番 号	第 号
公用令書發付 番号 年月日	第 号 年 月 日

住所（所在地）
氏名
（法人その他の団体についてはその名称）

年 月 日

福井県知事 氏 名印

(教示)

- 1 この令書に係る処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

公用變更令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号 年月日	第 号 年 月 日

年 月 日

福井県知事様

住 所 (所在地)
氏 名
(法人その他の団体についてはその名称)

公用変更令書を受領しました。

様式第6号中「公用取消し令書」を「公用取消令書」に、「同法施行規則」を「災害救助法施行規則」に改める。
様式第10号を次のように改める。

公用令書発付番号	第	号
----------	---	---

公 用 令 書

住 所
職 業 氏 名
年 月 日生

(法人その他の団体についてはその名称、)
事業の種類および主たる事務所の所在地)

上記の者は、災害救助法第 7 条の規定に基づき、次のとおり従事を命ずる。

年 月 日

福井県知事 氏 名印

従 事 す べ き 救 助 業 務	
従 事 す べ き 場 所	
従 事 す べ き 期 間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
出頭すべき日時および場所	

(法人その他の団体については、従事すべき業務の内容、計画、その他必要と認める事項を記載すること。)
(教示)

- この令書に係る処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

公用令書発付番号	第	号
----------	---	---

受 領 書

年 月 日
(午 前後 時 分)

福井県知事様

住 所（所在地）
氏 名
(法人その他の団体についてはその名称)

公用令書を受領しました。

切
取
り
線

(裏面)

従事令書の交付を受けた者の心得

- 1 従事令書の交付を受けた者は、この令書を携え、指定の日時および場所に出頭し、職員に届け出ること。
- 2 従事令書の交付を受けた者が負傷、疾病等により指定の日時に
出頭しがたい場合には医師の診断書(やむを得ない事情により医
師の診断書を得られないときは、警察署長の証明書)を添え、知
事に遅滞なく届け出ること。
- 3 従事令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできな
い事故により指定の日時および場所に出頭できない場合には、そ
の市町村長、警察署長、船長または駅長の証明書を添え、知事に
遅滞なく届け出ること。
- 4 従事令書の交付を受けた者で、旅費の前渡払いを受けなければ
出頭することができない者は、居住地の市町村長にこの令書を提
示し、立替払いを請求することができる。ただし、出頭すべき場
所が居住地の市町村であるときは、この限りでない。
- 5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助
法第32条の規定により、6月以下の拘禁刑または30万円以下
の罰金に処せられる。

切
取
り
線

様式第 1 1 号中「公用取消し令書」を「公用取消令書」に、「同法施行規則」を「災害救助法施行規則」に改める。
様式第 1 2 号の次に次の 4 様式を加える。

様式第12号の2

協力命令書発付番号	第	号
-----------	---	---

協 力 命 令 書

住 所
職 業 氏 年 月 日生

(法人その他の団体についてはその名称、
事業の種類および主たる事務所の所在地)

上記の者は、災害救助法第8条の規定に基づき、次のとおり協力を命ずる。

年 月 日

福井県知事 氏 名印

協 力 す べ き 救 助 業 務	
協 力 す べ き 場 所	
協 力 す べ き 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
出頭すべき日時および場所	

(法人その他の団体については、協力すべき業務の内容、計画、その他必要と認める事項を記載すること。)
(教示)

- この命令書に係る処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

協力命令書発付番号	第	号
-----------	---	---

受 領 書

年 月 日
(午 前後 時 分)

福井県知事様

住 所 (所在地)
氏 名
(法人その他の団体についてはその名称)

協力命令書を受領しました。

切
取
り
線

(裏面)

協力命令書の交付を受けた者の心得

- 1 協力命令書の交付を受けた者は、この命令書を携え、指定の日時および場所に出頭し、職員に届け出ること。
- 2 協力命令書の交付を受けた者が負傷、疾病等により指定の日時に出頭しがたい場合には医師の診断書(やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察署長の証明書)を添え、知事に遅滞なく届け出ること。
- 3 協力命令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時および場所に出頭できない場合には、その市町村長、警察署長、船長または駅長の説明書を添え、知事に遅滞なく届け出ること。
- 4 協力命令書の交付を受けた者で、旅費の前渡払いを受けなければ出頭することができない者は、居住地の市町村長にこの命令書を提示し、立替払いを請求することができる。ただし、出頭すべき場所が居住地の市町村であるときは、この限りでない。

切
取
り
線

様式第 1 2 号の 3

協力命令書発付番号	第 号
協力命令書発付年月日	年 月 日

救 助 協 力 者 台 帳

住 所
職 業 氏 名
年 月 日生
(法人その他の団体についてはその名称、
事業の種類および主たる事務所の所在地)

協力すべき救助業務					
協 力 す べ き 場 所					
協 力 す べ き 期 間					
出 頭 す べ き 場 所					
出 頭 す べ き 日 時					
協 力 命 令 取 消 令 書 発 出 理 由					
負傷し、疾病にかかり、 または死亡した者の氏名					
負傷し、疾病にかかり、 または死亡した日時					
負傷し、疾病にかかり、 または死亡した原因					
傷病名、傷病の程度 および身体 の 状 況					
備 考					
負傷し、疾病にかかり、 または死亡したとき本人 と親族関係にあったおも な者の状況	氏 名	本人との 続 柄	生年月日	職 業	備 考
扶 助 金 支 給 欄	扶 助 金 の 種 類		金 額		支給年月日

様式第 1 2 号の 4

番 号
年 月 日

協 力 命 令 不 履 行 通 知 書

内 閣 総 理 大 臣 様

福 井 県 知 事

以下の登録被災者援護協力団体については、災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）
第 8 条第 2 項の規定による協力命令に正当な理由なく従わなかったため、同条第 3 項の
規定によりその旨を通知します。

登 録 年 月 日	
登 録 番 号	
登録団体の名称および 住 所 な ら び に そ の 代 表 者 の 氏 名	
協 力 す べ き と し た 救 助 業 務	
協 力 す べ き と し た 場 所	
協 力 す べ き と し た 期 間	
協力すべきとした業務の 内 容 計 画	
協力命令に係る救助の 実施に従事することが で き な い 事 由	
備 考	

様式第 1 2 号の 5

協力命令取消令書 発 付 番 号	第 号
協 力 命 令 書 発 付 番 号 年 月 日	第 号 年 月 日

協 力 命 令 取 消 令 書

住 所（所在地）
職 業 氏 名
（法人その他の団体についてはその名称）

災害救助法第 8 条の規定に基づく協力命令を取り消すので、災害
救助法施行細則第 1 1 条第 5 項の規定により、これを交付する。

年 月 日

福井県知事 氏 名^印

協力命令取消令書 発 付 番 号	第 号
協 力 命 令 書 発 付 番 号 年 月 日	第 号 年 月 日

受 領 書

年 月 日
（午 前 時 分
後

福井県知事様

住 所（所在地）
氏 名
（法人その他の団体についてはその名称）

協力命令取消令書を受領しました。

切
取
り
線

様式第13号中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 1 3 号の 2

協力命令書発付番号	第	号
協力命令書発付年月日	年	月 日

実 費 弁 償 請 求 書

年 月 日

福井県知事様
(経由)

住所 (所在地)
職 業
氏 名
(法人その他の団体についてはその名称、)
(事業の種類および主たる事務所の所在地)

請求額 円
内訳 別紙明細書のとおり

災害救助法施行規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、次の事実によって上記金額を請求します。

- 1 協力した業務
- 2 協力した期間
- 3 協力した場所

様式第15号中「公用令書番号」を「公用令書（協力命令書）発付番号」に改める。

様式第16号中「㊞」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の災害救助法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

福井県告示第387号

公印の調製をしたので、福井県公印規則（昭和33年福井県規則第52号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月24日

福井県知事 杉本 達治

調製した公印

使用開始年月日 令和7年10月1日

規 格 円型径1.8センチメートル

印 影 福井県立若杉中学校出納員印



福井県告示第388号

災害救助法施行細則に規定する実費弁償の程度の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年9月24日

福井県知事 杉本 達治

災害救助法施行細則に規定する実費弁償の程度の一部を改正する告示

災害救助法施行細則に規定する実費弁償の程度（平成30年福井県告示第308号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

救助業務従事者の区分		実費弁償の範囲		
		番号	時間外勤務手当	旅費
災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）	医師および歯科医師	23,100円以内	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間一時間当たりの給与額とみなして福井県一般職の職員等の	給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるものが旅行するとした場合に福井県
	薬剤師、栄養士、管理栄養士	15,100円以内		

号。以下「令」という。）第4条第1号から第5号までに掲げる者

士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士および歯科技工士

保健師、助産師、看護師および准看護師

保育士

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師または児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援もしくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

14,900円以内

13,600円以内

15,500円以内

給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下「給与条例」という。）第15条の規定の例により算定した額以内

一般職の職員等の旅費等に関する条例（昭和25年福井県条例第46号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額以内

めの法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者					令和7年9月24日 福井県知事 杉本 達治
土木技術者 および建築 技術者	15,500円以内				
大工	28,100円以内				
左官	27,000円以内				
とび職	26,400円以内				
救急救命士	14,700円以内				
令第4条第6号から第11号までに掲げる者	当該地域における慣行料金による支出実績額に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内				
なお、災害救助法（昭和22年法律第118号）第8条第4項に規定する登録被災者援護協力団体に対する実費弁償は、救助の種類ごとに、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）の定めるところによるものとする。					
附 則 この告示は、公布の日から施行する。					
福井県告示第389号					
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項に規定する登録喀痰吸引等事業者を登録したので、同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。					

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	登録年月日	サービス種別	実施する特定行為業務の内容	登録喀痰吸引等事業者登録番号
リリ・フィジオ	福井県小浜市遠敷7丁目301	医療法人三愛会	令和7年10月1日	通所介護	口腔内の喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	181110352
ふらむはあと ナーシングケア	福井県小浜市遠敷7丁目301	医療法人三愛会	令和7年10月1日	看護小規模多機能型居宅介護	口腔内の喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	181110353
ふらむはあと ヘルパーステーション	福井県小浜市遠敷7丁目301	医療法人三愛会	令和7年10月1日	訪問介護	口腔内の喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	181110354

公 告

第47期福井県労働委員会の労働者委員について、補欠の委員を1名任命する必要があるため、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の1第3項および労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり補欠の労働者委員候補者の推薦を求める。

令和7年9月24日

福井県知事 杉本 達治

1 推薦団体の資格

福井県内のみに組織を有し、かつ、法第2条および第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に掲げる者でないこと。

3 推薦手続

推薦書（様式第1号）および被推薦者の履歴書（様式第2号）に推薦した労働組合が法第2条および第5条第2項の規定に適合する労働組合であることの福井県労働委員会の資格証明書を添付して提出すること。

なお、この資格証明書の交付を受けるためには日時を要するので、留意すること。

4 推薦書等の提出期限および提出先

(1) 提出期限

令和7年10月15日

(2) 提出先

福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部労働政策課

様式第1号

推薦書

令和 年 月 日

福井県知事 杉本 達治 様

所在地
労働組合名
代表者職氏名

労働組合法第19条の12第3項および労働組合法施行令第21条第1項の規定による福井県労働委員会の労働者委員の候補者推薦の求めに応じ、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属する労働組合の名称 および当該労働組合における地位	所属する会社、事業所および職場の名称ならびに当該会社等における地位	備考

様式第2号

履歴書

(ふりがな) 氏名		生年月日	
本籍			
住所			
所属団体名		所在地	
最終学歴	年 月 卒業		
職歴	(年号・年・月)		
労働関係職歴	(年号・年・月)		

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和7年9月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
クスリのアオキ馬上市
越前市馬上市8番1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年4月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,362㎡
- 6 駐車場の収容台数 52台
- 7 駐輪場の収容台数 20台
- 8 荷さばき施設の面積 24㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
6.48㎡
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
開店時刻 午前9時00分
閉店時刻 翌午前0時00分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分まで

- 14 届出のあった日
令和7年8月29日
- 15 届出の縦覧場所
(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
(2) 福井県越前市府中1丁目13番7号
越前市産業観光部産業政策課
- 16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
縦覧期間
公告の日から4週間
縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）
- 17 意見書の提出先
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和7年9月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(1) ケーズデンキ福井北店
福井市高柳2丁目1101番地
(2) ケーズデンキ越前店
越前市瓜生町23字松田1番1 外14筆
(3) ケーズデンキ小浜店
小浜市駅前町21号4反5番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ
代表取締役 細川 裕一郎
茨城県水戸市城南二丁目7番5号

3 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社関西ケースデンキ 代表取締役 杉本 正彦 茨城県水戸市城南二丁目7番5号 (変更後) 株式会社関西ケースデンキ 代表取締役 細川 裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号 4 変更の年月日 令和7年6月19日 5 変更する理由 代表者変更のため。 6 届出のあった日 令和7年8月28日 7 届出の縦覧場所 (1) 福井県福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 (2) 福井市手寄1丁目4番1号 A O S S A 5階 福井市商工労働部商工労政課 (ケーズデンキ福井北店) (3) 越前市府中1丁目13番7号 越前市産業観光部産業政策課 (ケーズデンキ越前店) (4) 小浜市大手町6番3号 小浜市経済産業部商工振興課 (ケーズデンキ小浜店) (5) 小浜市遠敷1丁目101 若狭合同庁舎内 若狭会計室 (ケーズデンキ小浜店) 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4月間 (2) 縦覧できる時間帯	午前8時30分から午後5時15分まで 9 意見書の提出先 福井県福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更届出があったので、同条3項において準用する同法第5条3項の規定により公告する。 令和7年9月24日 福井県知事 杉本 達治 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スギ薬局やしろ・アミーゴ福井店 福井市湊二丁目1005番 ほか 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 昭和リース株式会社 代表取締役 泰山 信介 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 3 変更事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 昭和リース株式会社 代表取締役 平野 昇一 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 (変更後) 昭和リース株式会社 代表取締役 泰山 信介 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 4 変更の年月日 令和6年12月11日 5 変更する理由 代表者氏名変更のため。 6 届出の縦覧場所 (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 (2) 福井県福井市手寄1丁目4-1
---	--

A O S S A 5 階 福井市商工労働部商工労政課 7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで 8 意見書の提出先 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更届出があったので、同条3項において準用する同法第5条3項の規定により公告する。 令和7年9月24日 福井県知事 杉本 達治 1 大規模小売店舗の名称および所在地 越前芝原複合施設 越前市芝原三丁目1字東江崎1番 外18筆 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 リコーリース株式会社 代表取締役 中村 徳晴 東京都港区東新橋一丁目5番2号 3 変更事項 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) ① リコーリース株式会社 代表取締役 中村 徳晴 東京都千代田区紀尾井町4番1号 ② 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲 石川県白山市松本町2512番地 (変更後) ① リコーリース株式会社 代表取締役 中村 徳晴	東京都港区東新橋一丁目5番2号 ② 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲 石川県白山市松本町2512番地 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) ・ m a テレコム株式会社 代表取締役 柴崎 秀紀 東京都江東区豊洲三丁目2番24号 ・ 江守企画株式会社 代表取締役 江守 清隆 福井市大手二丁目17番1号山川ビル5階 ・ 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲 石川県白山市松本町2512番地 (変更後) ・ m a テレコム株式会社 代表取締役 中村 孝裕 東京都江東区豊洲三丁目2番24号 ・ 江守企画株式会社 代表取締役 江守 清隆 福井市大手二丁目17番1号山川ビル5階 ・ 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲 石川県白山市松本町2512番地 4 変更の年月 (1) 令和7年7月22日 (2) 令和7年4月1日 5 変更する理由 (1) 所在地変更のため (2) 小売業者一覧のとおり 6 届出の縦覧場所 (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 (2) 越前市府中1丁目13番7号 越前市産業観光部産業政策課
---	--

7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午後8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

